

明治大学校友会本部会則（準用条文のみ抜粋）

1. 第 3 条 本会は本部を大学内に置き、各都道府県に支部を置く。また支部の下部組織として、当該支部の地域内に、地域支部を置くことができる。
2. 第 5 条 本会の会員は、次のとおりとする。
 - (1) 学校法人明治大学校友規則第 1 条（*）に規定する校友
 - (2) 大学が設置した大学院各研究科博士後期過程で、所定の指導等を受けた者で、所定の在学期間を満たした後に退学した者、並びに大学より博士の学位及び名誉博士の学位を授与された者。

* 学校法人明治大学校友規則第 1 条 この規則において校友とは次の資格ある者をいう。

 - (1) この法人またはこの法人に組織変更の前の財団法人及びその設立者が設置した学校を卒業した者。
上記の学校については、同規則第 9 条に規定されており、次のとおりです。
 - 1：明治大学
 - 2：明治大学短期大学
 - 3：明治法律学校
 - 4：明治女子専門学校
 - 5：東京明治工業専門学校
 - 6：明治農業専門学校
 - (2) 現に前号がかかげる学校の教職員であり、またはあった者で、勤務年限 2 年以上の者。
 - (3) 第 1 号の法人が校友として推薦した者。
3. 第 6 条 第 1 項 会員は居住地の支部に所属するものとする。但し、会員の申し出により勤務地の支部に所属を変更することができる。
4. 第 7 条 支部及び地域支部は、当該地域出身者の各学部及び大学院の在學生を、準支部会員として支部活動に参加させることができる。
5. 第 48 条第 2 項 会員で本会または大学の名誉を汚した者は、代議員総会の決定によって会員資格を停止することができる。